
 史 料

明治期沖縄における銀行について

——『沖縄県銀行変遷史』の紹介を兼ねて——

伊 丹 正 博

ま え が き

筆者はかつて、たまたま入手した沖縄第五十二国立銀行にかんする若干の史料をもとに、同行について概略的分析を試みたことがある。⁽¹⁾ その際にもべたことであるが、同行を取り扱った理由の一つは、第五国立銀行との関連、ひいては、鹿児島と沖縄との断ちがたいつながりが、九州における銀行の史的研究を志す筆者にとって強い興味をひいたからである。明治初期のいわゆる国立銀行時代、沖縄には、前記の第五十二国立銀行本店と鹿児島第四十七国立銀行沖縄支店の二店のみが存在したが、大坂第五国立銀行も、創設当初、琉球支店開設を計画するなど、かなり関連は深い。それは、さらに明治中・末期にかけて、第五国立銀行が浪速銀行へと転身して後も、依然としてこの状態の持続されたことが、後掲史料にもはっきり現われている。

このように、沖縄の銀行史については、鹿児島との関連のみならず、その歴史的地理的位置からも、極めて興味の深い問題を内包していると思う。しかし、それにも拘わらず、この明治期の沖縄金融史をうかがい知る史料は、ほとんど管見さえできない現状である。⁽²⁾ ところが、最近、幸いにも、現在那覇市において独力で沖縄金融史の研究を進めておられる中央相互銀行企画課長の牧野謙吉氏より、同氏が昨年発見された『沖縄県銀行変遷史』の写しを見せていただく機会を得たので、同書の内容を簡単に紹介するとともに、その一部を史料として再録してみたい。

もちろん同書は、大正末期に一新聞記者の手によって書かれたものであって、その記述

-
- (1) 拙稿「沖縄第五十二国立銀行の史的研究——明治前期における一地方国立銀行の分析——」(『香川大学経済論叢』第36巻第5号)
 (2) 前掲拙稿75頁参照。第五、第四十七両国立銀行にかんする史料は極めて少ない。特に、後者はほとんど発見されていない。

には正確さ、客観性を缺くところも多いが、明治・大正の沖縄における銀行の変遷を人物の面から捉えているため、当時の状況の概略を知ることができ、又、これを何等かの手がかりとして、さらに研究を進めることも可能と思われるので、史料として取り上げた次第である。

同書の著者は、沖縄タイムス記者瑞慶村雅史であり、大正十五年二月の発行であって、その前年にかかれたものである。これが記述された動機は、その序にのべられているように、県民の出資による沖縄産業銀行、沖縄銀行、那覇商業銀行の三行を合同して沖縄興業銀行が設立された機会に、「本県金融界の過去を顧みて将来を戒しむ可く」執筆されたものである。従って、金融機関の発達変遷が県の政争と関連してくるところに視点を置いているように見える。構成は次のようになっている。

一 序

二 銀行問題の経過（亀井県知事記）

本 文

一 政争に絡まる本県の金融機関

二 諸制度の改革と金融機関の創生

三 先鞭をつけた国頭銀行

四 金融機関の濫設時代

五 実業共立両行の騒動

六 財界の好調と本県金融界

七 産銀設立の裏面史

八 株の白熱的争奪戦

九 財界恐慌来と本県金融界

一〇 農銀大増資と農銀騒動

一一 本県勸農合併

一二 沖産商三行の破綻

一三 沖縄興業銀行設立

以上の中から、紙数の関係で、明治年間についての記述の分として、二～五を掲げることとした。この史料からも分るように、沖縄の場合、明治年間においては本土の各県とは違った立場にあった。すなわち、条件付きの市町村制が布かれたのが明治41年であり、府県制はその翌年実施されている。一般に、極めて権利の制限された状態におかれていたのであ

(3) 従って、明治前期における沖縄の主要金融機関たる国立銀行は、先にもふれた通り、第四百十七・第五百十二両行とも沖縄に密着したものでなかった。いづれも鹿児島に結びついたものであって、後者の場合、沖縄の本店は、鹿児島・東京と移されて、結局、沖縄からは離れてしまう。砂糖生産を中心とした沖縄の産業が、県外（特に鹿児島）の商業資本に支配されていたことは、これら国立銀行の果たした役割からもうかがえると思う。かくて、県内に根をおろした金融機関は明治年間の後半によりやく出現するのであって、前半期とは明らかに断層が存在しているといえよう。

尚、史料にかんしては、できうる限り原文のままとしたが、同書の性格上、かなりの誤記があるので、明瞭な誤りについては、訂正しておいた。⁽⁴⁾さらに、関連史料として、『沿革事誌』⁽⁵⁾（第五国立銀行編）中の、沖縄にかんする記述の部分抜粋して、つけ加えておいた。

史料 1 『沖縄県銀行変遷史』より

二 諸制度の改革と金融機関の創生

▷本県金融界の啓蒙時代願れば真に今昔の感を深くする◁

(四)

明治十二年の廃藩置県は本県の第一次の革命である。総ての桎梏より開放されて、県民が日本帝国民として政治的に目覚めたる黎明期であり、随って総ての方面に於て革命的事件を現出しないでは止まなかつた。経済界にとつても亦面目一新するものがあり、金融機関も必要となつた。本県は早くから模合（もあい）なるもの発達したが、其当時模合の進歩した今日の銀行業に類似の金融機関が首里に興され其名を同興会と云ひ、美里朝輝、波嘉敷通睦、百名朝英の諸氏が経営し、預金を集めて金貨業を営んで居た。其は主として首里を背景とするもので、勢力侮り難く、成績も相当に上つた。次いで其四五年後に共保軒と云ふ金融機関が伊江朝真男を初め比屋根、名護の諸氏に拠つて組織され之亦同様の金貨業を営んで居た。右二商店は普通の金貨業に毛が生えた様なもので、本県金融機関の濫觴であり即ち本県金融界の啓蒙時代を形づくつたものである。此金融機関の卵が後に孵化して今日の沖縄銀行の前身となつたのである。其は明治三十二年であつた。

(3) 井上清氏「沖縄」（岩波講座『日本歴史』16近代3所収）参照。

(4) 史料中の使用漢字については、活字の関係で、現在の当用漢字に直したものもある。

(5) 『沿革事誌』については、第五国立銀行にかんする筆者の諸論稿を参照されたい。

(五)

之より先き明治十六年鹿児島に本店を有する第四百七銀行が本県と鹿児島との経済的関係密接なるに鑑み本県に支店を設置して本金庫を取扱った。之と相前後して鹿児島の子族松田通信と云ふ人が国立銀行条例に基づいて本県に第五百十二銀行と云ふのを創立した。我邦国立銀行条例は米国の其に倣ったもので兌換券を発行する権限があり、第五百十二銀行（正しくは、京都第五百十三国立銀行まで設立された。著者の誤記と思われる。——筆者注）まで出来たが、兌換券を余り濫発し過ぎたため貨幣価値甚だしく低落し物価の大暴騰を招致して経済界を不安定ならしめたので、銀行条例が改正され、日本銀行の外普通銀行に於ては兌換券を発行し得ない事となったのである。本県に創立された第五百十二銀行も同じく兌換券を発行し得たので、百四十七銀行支店と共に本県金融界の中心となり、同行が本県啓発に貢献したのは実に大なるものがある。其主なるものは海面埋立事業で、百四十七銀行にあっては西新町三重城辺の海面を埋立て、百五十二銀行は中島を埋立て、彼の中島に行く橋に松田橋の名あるは松田通信氏が架けたので、氏の姓に因んだものである。所が百五十二銀行は後に兌換券濫発した結果か不幸にも破綻の止むなきに至り、同行に預けた各間切の基本金払戻しが不能となり、今にも県下経済界に波瀾を巻き起そうとしたが、遂に東京の篤志家金原明吾氏（？）と云ふ人が銀行を買ひ取り、公債一万円を県に預けて其利子で基本金を補填して間切の財政を救済し事なきを得たとか。今日各町村が産業銀行に預金して其切棄を見るのと思ひ合はして感慨に堪えない。破綻当時の百五十二銀行は今の並川商店のある所にあったが、其後どうなったか分らない。

(六)

尚右二行の外に明治二十九年農工銀行法並農工銀行補助法發布されたに依り明治三十一年十一月を以て本県にも資本金二十万円株式一万株の沖縄農工銀行が創立され、産業金融の途が開かれた。

(七)

斯くの如く時勢の進運に伴ひ、銀行が設立され県外資本の金融機関が本県啓発に活動するのを見ては、単に普通の金貸業に毛が生えた様なものでは間に合はなくなると共に、法律で以て此種の金貸業即ち銀行マガヒ物が禁ぜられたので、明治三十二年沖縄銀行が、資本金十五万円、株式三千株を以て組織され本店を首里に置く事となった。勿論前記二商店が合同したものである。当時は簿記などの新式学問をしたものなく、百名朝計氏が県庁会計課にあって、其道に明かったので、氏の指導を仰いだり、一方高嶺朝教氏を

初め行員が大阪浪速銀行で見習店員を勉め、銀行員の速成をなしたなどの滑稽もあり、銀行の用紙は総て茶紙であったなどは一層今昔の感を深くする。沖縄銀行の創立者は尚順勇を初め護得久朝惟、高嶺朝教、高嶺朝正、伊是名の諸氏で、之れ即ち門閥階級、特権階級の士であり、同時に首里の機関銀行となるは免れず、纏て本県金融界は専制時代を現出し延びて反閥思想の抬頭を見、遂に政争を惹き起して金融機関の濫設を見たのである。

三 先鞭をつけた国頭銀行

▷日露戦後の好景気に刺戟されて本県銀行業亦著しき勃興を見る<

(九)

国頭銀行は現沖縄電気会社社長喜入休氏が国頭郡長在任中に斡旋して出現したもので、喜入氏は当時の国頭郡民が高利貸に膏血を搾られて居るのを遺憾に思ひ、殊に砂糖前貸しと云ふ悪慣習があつて、農民が僅かの前貸しに眩惑し砂糖代を値切られて居る状態であつたので、此等の悪弊を一掃して農民の利益を擁護し且つ国頭郡の金融改善を計らむ事に日夜頭を悩まして居た。恰度幸にも明治三十七八年日露戦役の戦時公債が国頭にもいづらかあり、又戦死者遺族に交附された扶助料もあつたので、之等を纏めて資金を造り銀行設立の計画を立てた。然るに其資金は僅かに二万五千元で、四分の一払込みとしても総資本金僅かに十万円に過ぎなかつたので認可の点で支障が生じた。当時の県庁は大蔵省が許すまいとテンデ相手にしなかつた。寧ろ冷淡であつた。当時銀行資本金は五十万円を最低限度とされて居たからである。然るに喜入郡長は本県が特殊の立場にあるを理由として特典が与へらる可きを信じて居たので、浪速銀行頭取野元驍氏を知つて居たのを幸ひとし氏に依頼して目的を貫徹すべく当時の農学校教諭平良保一氏を携へて明治三十八年上阪した。幸ひにも其数日前当時の大蔵大臣曾根荒助氏が秘書官森賢吾氏を随へて西下し其日帰京する事になつて居たので、野元頭取が大蔵大臣に列車内で面会して内々諒解を得、喜入氏は其足で上京して森秘書官を訪問したのである。然るに森秘書官は爰きに来県した事があり面識の間柄であつたので話が案外順調に進み、時の市来大蔵書記官なども尽力して呉れたので、特別の恩典に拠つて同年十万円の国頭銀行が案ずるより生むが早い例に漏れず設立した。郡長の得意如何ばかりであつたらう。

所が最初の国頭銀行の払込資本金は僅かに二万五千元で、到底経営が困難であつたので、更らに喜入氏が浪速銀行に交渉して有担保、無担保で十三万円の資金を借り入れ、茲に国頭銀行は開店を見るに至つた。頭取は平良保一氏、専務に仲曾根忠次郎氏が据つた。

北山の一遇に於て金融機関が出来、国頭郡の金融界が円滑となるに至つた事は如何に本

県金融界に大なるショックを与へた事か、聴ては県会が施かれ政治的競争が起るに至って、反撥思想の抬頭と相俟って本県金融機関の濫設となり目ま苦しい金融機関の争闘が演ぜられる。

(一〇)

明治三十二年資本金十五万円を以て設立された沖縄銀行は国頭銀行が創立される當時に於ては相当の積立金を所有する事になったが、時勢の進運に伴ひ、十五万円の資本金では往々にして資金の不足を感じるに至った。当時日露の戦雲既に斂まり、我国経済界活況を呈し金融界画期的発展を示現するに至ったが、其影響は本県にも及び、経済界漸く好況に向ひ砂糖、帽子、水産物等の諸会社が簇々と雨後の筍の如く勃興したので、沖縄銀行の増資は急務となった。更らに一面政治的關係から云へば閩族階級にとっては郡部民の勢力抬頭は一段の脅威であり、彼れ此れ経済的にも政治的にも同行の増資は各方面から迫られたのである。然るに沖銀は当時第一回払込みをなした計りで、直ちに増資をなす訳にも行かず種々頭を悩ました結果沖縄銀行の名称を沖縄商業銀行に改め、其を解散して積立金などを株式に振り替えたりなどして資本金六十万円株式一万二千株の沖縄銀行を設立したのである。其は実に国頭銀行創立の翌三十九年三月であった。

(一一)

斯く沖銀が資本金六十万円を以て設立され一方農工銀行が門閩階級に牛耳を握られて居たので益々金融界の専制的色彩は濃厚となり、遂に反閩の機運が醸成されたのである。ナーハイバイの那覇人士も茲に結束を固め首里系に当り、彼の風雲児当間重慎氏は反首里熱を煽り、那覇人士の覚醒を促がしたのである。斯くて山城高興氏や寄留商人などが手を携へて出来たのが那覇商業銀行で、全行は資本金五十万円、株式一万株であった。其は明治四十年五月であった。

四 金融機関勃興時代

▷首里那覇の対抗と南山北山の対峙本県金融機関の割拠時代を現出<

(一二)

「ナーハイバイ」の那覇人が結束を固め、眠れる獅子の猛然と起き首里系に対抗したのは本県に於ける反閩運動の先駆として特筆大書すべきものがある。而して那覇系は沖縄毎日新聞の言論機関を以て琉球新報に対抗し、反閩の熱を煽り其反面に於ては金融機関設立の運動を起し、寄留商人と提携して山城高興氏や仲地唯隆氏当間重慎氏等が浪速銀行の援助のもとに那覇商業銀行を設立した。

(一三)

斯く首里人を那覇人とが相対抗して金融機関の争闘を演じて居るのを見て拱手傍観する事が出来ず茲に郡部民の結束運動が抬頭した。彼の北山の一隅で先鞭つけた国頭銀行は当時既に積立金を以て第二回の払込みを了し、相当の利益を上げて居たが、頭取平良保一氏の燃ゆるが如き野望は遂に都会人士の争闘を坐視するに忍びず、茲に蹶然として立ち、一面には専制的特権階級の専横を糺弾し、他面には那覇人の勢力を制肘すべく、郡部大合同の運動に着手したのである。而して国頭、中頭、島尻の三郡有志の糾合を促がし、私かに大銀行設立計画のもとに策動した。中頭、島尻の有志も其運動には共鳴して三郡の縦貫合同の気運熟し、一方大阪在住の商人津嘉山珍基氏が浪速銀行と取引して信用を得て居たのを幸ひとし、氏の斡旋に依って浪速銀行を背景とする所まで話は進んだ。然るにイザと云ふ所に重役割合の争奪戦が初まり、亀裂を生ずるに至ったのである。其と知った当時の特権階級は農工銀行を一方に擁して金融界の牛耳を握って居たので、農工専務玉那覇重善氏をして亀裂に更らに水を差さしめ一部の有志を拉致し外に銀行を設立するの策を廻らした。三郡合同の大計画が中途に於て決裂をしたので平良保一氏は止むなく残る面々と共に沖縄共立銀行（資本金七十万円）を設立した。勿論国頭銀行は解散したのである。一方拉致されたる有志は農工銀行より年賦償還の借入資金で以って、資本金六十万円株式一万二千株の沖縄実業銀行を創立した。両銀行設立認可は実に明治四十年十二月の同年同月である。以って両行設立が如何に舷々相摩す体のきはどい暗闘が演ぜられたかが判る。当時両行の首脳者を見るに、共立にあっては平良保一、岸本賀昌、神村吉郎、久志助英等で実業にあっては玉那覇重善氏農工専務を兼ね頭取に据はり、専務は当時島尻郡の農業巡回教師を努めて居た知念堅輝氏を招いて其衝に当らしめたのである。

(一四)

斯くて三郡合同の議は立派に決裂し、中頭が両分されて、南山北山相對峙し、北山は共立を南山は実業を機関銀行とするに至ったが、南山の強味は門閥の特権階級を背景とせるにあり、茲に本島の金融機関は那覇区民を背景とせる那覇商業、郡部を背景とせる実業共立、首里系を背景とせる沖縄の四行割拠してゐたが、之れ当然政治的の反目である。就中閩族は農工、沖縄の両銀行を直系とし、実銀を傍系としてゐたので勢力如何ともする事が出来なかつた。

五 実業共立両行の騒動

▷閩族の専制は郡部民の反逆心を挑発し遂に両行に於て爆發<

(一五)

本県金融界に政争的色彩を最も濃厚に加味するに至ったのは県会が施行されてからである。そして就中最も露骨に表はれたのは彼実業銀行騒動と共立銀行騒動である。実業銀行創立の動機は前記の通り門閥特権階級が郡部共同に脅威を感じ、水をさしたものであり、表面同行は郡部民の機関とは云ひ条、其実は閥族の機関銀行である事は免れなかった。其文々実銀内部に於ける特権階級の勢力は強く随って専制的ならざるを得なかった。

(一六)

当時本県政界の分野を見るに同志派と民反派と相對峙し、同志派は所謂特権階級を以て組織され其領袖株は高嶺朝教、仲吉朝助、大田朝敷等の諸氏で政治的に經濟的に尚順男を背景に画策を廻らすのであった。民友派は目覚めたる郡部民の先驅者平良保一氏等が那覇の風雲児当間重慎氏などと相提携して所謂閥族打破を標榜して反旗を翻へして相對抗した。此渦巻きに捲き込まれて金融機関乗取戦が演出されたのが所謂実銀騒動である。明治四十三年の重役改選を控えて両派の争ひが惹起した。当時実銀書記を勤めて居た伊禮正幸氏は閥族の専横に悲憤措く能はず、宮城圭介を専務に据え閥族の専横を制肘すべく、改選の総会を控えて委任状蒐集に乗馬姿を以て東奔西走した。一方閥族側は伊波善思氏を之に對抗せしむ可く策を廻したのである。茲に於て伊禮氏は民友派の当間重慎氏に渡をつけ援助を依頼すると、当間氏は一言のもとに快諾を与へ、茲に問題は拡大し単に実銀のみの問題ではなく、全県党の争ひとなり、猛烈なる暗闘が演ぜられ、遂に総会を二回までも開いた位の紛糾を見たのである。斯くする間に妥協運動が起り、問題の張本人伊禮正幸氏を北谷の産業組合長に据え、伊波善思氏を実銀専務の椅子に着かしむる事を条件として解決をつけ総会は無事終了した。然るに産業組合長選挙となるに及んで囊きの口約は反古となり、伊禮氏は確実に裏切られて一敗地に塗れてしまったのである。之れ最近に於て熾烈を極めた北谷白黒争ひの発端である。斯くて民友派の乗取り策は見事に敗れて実業銀行は依然として閥族の手を離れず、閥族の金融界に於ける専制的勢力は動かす事が出来なかった。

(一七)

斯くて閥族の金融界に於ける専横は愈々露骨となり、やがて共立銀行にまで其専横の手を延ばして彼の有名な共立騒動を惹起するに至った。共立銀行は一気に七十万円の資本金となした關係上多少健実味を失し、旁々設立当時よりの不良貸しがかなりあったので、城間半蔵氏の頭取時代は同行は実に火の車となり、特に行詰りに陥らむとした。其は大正二三年頃の事である。同行重役は局面轉換の事に種々考察した結果共立銀行の前身たる国頭

銀行の生みの親たる喜入休氏を頭取に据え、浪速銀行の援助を受けて難局打開の途を講ずるを得策とした。当時喜入氏は那覇区長を罷め鹿児島郵船の那覇支店に在勤中にあったが、氏は浪速銀行鹿児島支店長一四七銀行有馬頭取などと懇意にして居た関係上金融の途を計るに便であり、又共立重役の懇請もあったので共立頭取になってもよいと云ふ肚になった。然るに当時金融界の覇権を握って居た閩族は之を以って金融機関の乗取りだと誤解し脅威を感じて、遂に妨害の手を入れ岸本賀昌氏を立て、対抗せしめたのである。彼の頭取城間半蔵氏なども喜入氏を棄て、閩族の傘下に馳せ参じ茲に重役間互に反目を見るに至った。茲に於て監査役久志助英氏は神村吉郎や仲田徳三氏などと計って重役選挙の臨時総会を招集した。一方他の重役も亦取捨せず劣らず同日同時刻、真教寺に於て場所を同じくして総会を招集し、実に天下珍無類の総会が此処に表はれたのである。これ恐らく何処にも見られない凶であつたらうと思ふ。而して城間半蔵等一派の総会に於てはサッサと重役選挙を済まして直ちに登記の手續を取ってしまったので、其後訴訟まで提起したか久志氏等の金融機関改革の計画は水泡に帰してしまつたのである。其後の共立銀行は益々経営不如意に陥り、破綻に陥つたが幸にも財界の好調に遭遇し、躰ては共立実業の合併となりポロを出すのを免れた。今日産銀破綻の遠因共立の不良貸しにありとなすのも故なきに非ず。然り而して金融機関を斯くの如く公々然と政争の渦中に投ぜしめた事は実に本県経済の発達を阻害したもので、閩族の専横と云ひ、郡部民権勢慾の抬頭と云ひ、勢ひの然らしめたものとは云へ、遺憾此上もない事である。

史料 2

『沿革事誌』(第五国立銀行編)より

「(明治9年)四月陸軍省ニ於テ琉球国ヘ分営建築ニ付本省ヨリ支出金八万円ヲ鹿児島支店ヘ預托工事竣成迄出納方ヲ命セラレタルニヨリ右ニ対スル抵当トシテ公債証書ヲ納付セリ」

「(全9年)八月中鹿児島支店ニ於テ陸軍省琉球屯営建築金八万円全額完納シタルヲ以テ本年四月中取結ヒタル全省条約ヲ解キタリ」

「(全13年)一月廿四日沖縄第五百十二銀行ト大坂支店トノ間ニ貸借老万円ヲ限り『コルレスホンテンス』約定ヲ取結ヒタリ」

「(全13年)五月沖縄第五百十二銀行ト鹿児島支店トノ間ニ通常為換及荷為換等取組ノ契約ヲ結ヒ其手数料及利息等ハ左ノ如ク定メタリ

一通常為換 百円ニ付 六拾銭 但兩行ノ都合ニヨリ増減アル可シ

一荷為換手数料	全	拾五銭	
一全利息	全	壹円五拾銭	三十日ノ結約余ハ一日ニ付五銭ノ割
一代金取立手形	全	貳拾五銭	」

「(全16年)一月廿七日沖縄第五十二国立銀行ト大坂支店間ノ『コレス ホンテンス』ノ約定ヲ解キタリ」

「(全17年)六月十九日大坂支店ヨリ銀行局へ同店貸附金延滞ニ付始審控訴裁判所へ起訴審理中ニアル者数件ヲ届出テタリ而シテ其各件ヲ區別セハ左ノ如シ(中略)

- 一 同年(16年)九月廿六日同府下西区薩摩堀西ノ町七番地寄留沖縄県土族川平親雲上ニ掛ル黒砂糖抵当貸附金八百円返金方請求ノ件
- 一 同年同月同日同府下同町十一番地寄留沖縄県土族中尾次筑登之ニ掛ル黒砂糖貸附金五百円返金方請求ノ件
- 一 本年四月十日同府下西区薩摩堀北ノ町廿七番地寄留沖縄県土族小橋川里ノ子ニ掛ル黒砂糖抵当貸附金七百円返金方請求ノ件

右四件ハ審理中ニシテ未タ判決ヲ得ス(下略)」

「(全19年)去ル十六年七月十二日大坂支店ヨリ沖縄県土族川平親雲上へ各島商社砂糖藏預り証書ヲ以テ金額八百円ヲ貸渡シタルニ其義務ヲ果ササルニヨリ全年九月中大坂始審裁判所へ出訴ノ後身代限ノ処分トナリタルニ付之レカ抵当物品引渡方ヲ各島商社へ向テ請求セシニ更ニ応セサルヲ以テ遂ニ三月十三日右各島商社代表人後藤玉城外四名ヲ相手取り預ケ砂糖取戻ノ件ヲ大坂始審裁判所へ出訴セリ」

「(全21年)八月第五十二国立銀行営業ヲ停止サレタリ」

「(全年全月)第五十二銀行銀行営業停止ニ付全銀行株券抵当ヲ以テ本行鹿児島支店ニ於テ貸附ケタル金額残在高ハ福島廠へ五千參百円及岩元源次郎へ貳千九百円ノニツトス」

「(全23年)第五十二国立銀行停止ニ付全行頭取福島廠へ全行株式抵当ヲ以テ鹿児島支店ニ於テ貸附金五千參百円ノ内貳百九十五円貳拾壹銭九厘ハ別口抵当過上金ヲ以テ入金額五千四百七拾八銭壹厘ニ対シ種々談合ノ決果遂ニ六割打切解停後六ヶ月目ニ返金済ノ契約ヲ取結ヒタリ」

「(全24年)兼ニ鹿児島支店ニ於テ第五十二国立銀行株券抵当ヲ以テ福島廠へ貸附ケタル五千四百円ハ結局貳千壹円九拾壹銭貳厘ノ損失ヲ生シタルニ付七月九日ヲ以テ全店取締役有川純治貸附係谷村藤吉へ申合規則第三十一条ニヨリ追賤ノ処分ヲ命セリ」